

広島県告示第五百六号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定によつて、臨港道路海田大橋の通行料徴収事務（ETCシステムを使用して徴収する場合に限る。）を次のとおり委託した。

令和六年五月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委託者及び 代表者氏名	主たる事務所の 所在地	委託した年月日 (委託期間)
広島高速道路公社 理事長 熊谷 銳	広島市東区温品二丁目八番 二三号	令和六年四月一日 (令和六年四月一日～ 令和七年三月三十一日)